



IBLCEは、IBLCEの懲戒手順の結果として、IBCLC認定書の永久取消およびIBCLCに課された正式処分を公示する権利を有します。

認定書の永久取消

次の個人に対するIBCLC認定書は永久的に取り消されるものとし、国際認定ラクテーション・コンサルタントとしての認定書の再申請を行うことが永久的に禁止されます。

Chris Haffner-Eaton（米国オレゴン州）：2002年8月21日より。2001年7月にアカプルコ（メキシコ）で開催された国際ラクテーション・コンサルタント協会カンファレンスで出品者の物品を窃盗したため。

Heasook Kim（韓国ソウルおよび米国カリフォルニア州）：2005年2月24日より。IBLCEの国際試験における重篤かつ反復的なセキュリティ違反のため。Kim氏は、1999年度、2000年度、2001年度のIBLCE試験で使用された写真をスライドにコピーし、不正使用したことを認めています。

正式処分

Pamela Hirsch（米国イリノイ州）：2009年9月8日より。IBLCEの懲戒処分プロセスに繰り返し準拠しなかったため。Hirsch氏は、自身に向けられたクレームへの書面による回答の提供を一貫して拒否したため、IBLCEの倫理および懲戒委員会が当人よりクレームの告発に対応し、円満に解決したことが記された答弁書を受領するまで、IBCLCとしての認定書が一時停止となります。Hirsch氏が自発的にIBCLCの認定書を返却し、後にIBCLCに再申請する場合、2007年1月1日付けのIBLCE懲戒手順セクションB、XXVIII項を満たす必要があります。つまり、クレームに対応し、倫理および懲戒手順に全面協力する必要があります。倫理および懲戒委員会では、返答が得られた場合のみ、調査を遂行できます。また調査後に、委員会が相当な理由を確認する場合、答弁者は2007年1月1日付けのIBLCE懲戒手順に記載される懲戒手順に全面協力する必要があります。

Christine Percy（オーストラリア、ニューサウスウェールズ州）：2010年3月20日より。IBLCE懲戒手順に繰り返し準拠しなかったため。Percy氏は自身に向けられたクレームへの答弁書の提供を一貫して拒否しました。一連のクレーム調査中に氏のIBCLC認定書は期限切れとなりました。IBLCE倫理および懲戒委員会では、Percy氏の認定試験の今後の受験を許可しましたが、この方法で認定書を申請する場合は、自身へのクレームに答弁し、倫理および懲戒委員会の手順に全面協力する必要があります。倫理および懲戒委員会では、答弁書を受領した場合のみ、調査を開始できます。調査時に委員会が懲戒処分に相当する理由を確認する場合、Percy氏は委員会が指定する懲戒手続きに全面協力する必要があります。

Jennifer Tow（米国コネチカット州およびフランス）：2016年4月27日より。入手可能な最善の証拠として知られていない推奨事項を提供し（2011年11月1日付けの行動規範原則1.2）、履歴を調べたり、調査を行うことなく、写真に基づいて推奨することで範囲外の業務を行い（2011年11月1日付けの行動規範原則2.1）、公の場でクライアントのヘルスケアチーム以外に個人情報を開示した（2011年11月1日付けの行動規範原則3.1）ため。上訴委員会では、以下のパネルによる判断を基にして正式処分を認め、当人に対し5つのCERPまたは行動規範の違反に関するその他のトレーニングを受け、1年以内にその完了証明をIBLCEに提出することを求めました。